

第三十九回国会 参議院農林水産委員会會議録第六号

昭和三十六年十月十三日(金曜日)

午後一時二十五分開会

委員の異動

十月十二日委員青田源太郎君辭任につき、その補欠として村松久義君を議長において指名した。
本日委員村松久義君辭任につき、その補欠として青田源太郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 仲原 善一君
理事 石谷 憲男君
櫻井 志郎君
龜田 得治君
森 八三二君

委員

青田源太郎君
植垣弥一郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
柴田 榮君
田中 啓一君
高橋 衛君
藤野 繁雄君
北村 暢君
清澤 俊英君
棚橋 小虎君
千田 正君

政府委員

農林政務次官 中野 文門君
農林省畜産局長 森 茂雄君

農林省農林 坂村 吉正君
經濟局長 安楽城徹男君
事務局側 常任委員 安楽城徹男君
會専門員 局參事官 保坂 信男君

説明員

農林省畜産 保坂 信男君
局參事官

本日の會議に付した案件

○肥料取締法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○家畜商法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○家畜改良増殖法の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)

○家畜取引法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○委員長(仲原善一君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第二一〇号)予備審査を議題といたします。

本案については、去る十日提案理由の説明を聴取いたしました。まず本法案の内容の概要について補足説明を求めます。

○政府委員(坂村吉正君) 過日提案理由の御説明を申し上げました肥料取締法の一部を改正する法律案について補足説明をいたします。

現行の肥料取締法で肥料と申しますのは、植物の栄養に供すること、または植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことを目的として土地

に施される物をいうのでありまして、植物の栄養になるものでも、土地に施すものでない場合には、取締法上肥料として取り扱っていませんのであります。したがって、肥料と同じように植物の栄養となるものであっても、葉面などに直接施されるものは、取締法の適用を受けておりません。

ところが、近年肥料成分を含んだもので品質粗悪なものが取締法の適用をのがれるため葉面散布剤と称して相当高値で市販されておる模様であります。またこれとは反対に、良質の葉面散布剤も生産、市販されておりますので、これをばり肥料と認め、他の普通肥料と同様の取り扱いをする必要があると思ふのであります。今後この葉面散布剤は、生産、消費とも増大する見込みでありますので、その品質を保全し、公正な取引を確保するため、所要の規制を加えることができるよう新たに取締法上肥料と認めようとするのが改正の第一点であります。

ところで、この葉面散布剤のように肥料成分を葉面に散布いたしますと、葉から吸収され、栄養分となりますが、適切な散布であれば、それは土地から施すよりも早く吸収され、また肥料成分の利用効率も相当程度高くなるのであります。なお、現在葉面散布剤は、リンゴ、桑、蔬菜等に利用されており、特に青森県や長野県のリンゴには実用化されております。

改正の第二点は、一般的に禁止されている肥料への異物混入について例外

を認めるものであります。すなわち、公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところによって混入する場合を認めようとするものであります。近時農家労働力の軽減をはかる目的で肥料と農薬の混合が考えられております。その事例を申し上げますと、土壌中に生息する昆虫類を駆除するために施すアルドリッ、ヘプタクロールという農薬を複合肥料と混ぜて土壌に施すことによりまして、害虫の駆除効果もまた肥料の効果もそれぞれを単独に施したものと変わるところがないのであります。また除草剤のP、C、Pを尿素に混ぜた肥料がありますが、これを施しますと、除草並びに肥料としての効果は、それぞれを単独に施した場合とはほとんど相違するところがありません。

次に、肥料の増進を目的とした大谷石、ペントナイトの特定肥料への混入であります。化学肥料は水に溶けやすく、施肥して後水に溶けて流亡したり、あるいは窒素はガスとなって空中に逃げたりする損失が多いのであります。この化学肥料に大谷石やペントナイトを混ぜて粒状化したとしますと、肥料の増進することが明らかにされております。これは水に溶けない大谷石やペントナイトを粒にすることによって化学肥料を包み込んでしまふので、一時に水に溶けてしまふようなことがなくなるからであります。その上、大谷石やペントナイトはアンモニアやカリを吸着しておく性質がありま

すので、水に溶けて流亡すること、またガスとなって窒素の揮散も一そう少なくなり、したがって作物が必要ときに肥料成分を吸収するようになります。ですから効果が増進するわけでありまして、特に水田においてはその効果が顕著であります。

このような農業生産上、労働力の節減に役立ち、また肥料を増進することとなる公定規格で定める農薬その他の物を公定規格で定めるところにより混入する場合に限って、肥料への異物混入をすることができるよう改正することとした次第であります。

以上におげました物が当面公定規格に定めて混入を認めようとする物であります。これ以外の物でありまして、有効な物が生産されるようになり、またならば、試験の成績によりまして混入を認めるように公定規格の改正をそのつど行なう建前になっておるわけでございます。

○委員長(中原善一君) 以上で補足説明を終りました。本案については、本日はこの程度といたします。

○委員長(中原善一君) 次に、家畜商法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案(閣法第二五号、以上いずれも予備審査、二案を一括して議題といたします。

阿案については、去る十月十日に提案理由の説明を聴取いたしました。

ので、まず両案の内容の概要について順次補足説明を求めます。

○政府委員(森茂雄君) 家畜商法の一部を改正する法律案につきまして、若干補足説明を申し上げます。

まず、改正の主要点につきまして、(一)家畜の取引の業務に関する講習会の受講終了を免許の要件にしたこと、(二)家畜商の営業保証金の供託についての制度を設けたこと、(三)家畜商に家畜の取引に関する帳簿の備え付け及びこれについての立ち入り検査に関する規定を設けたことの三点であり、その他の改正点は、これらの事項に関連して、免許の資格要件、取り消し要件等につき、必要な規定の整備を行なったこととあります。

以下、これらの改正の主要点について御説明申し上げます。

まず第一点は、家畜の取引の業務に関する講習会に関する制度についてであります。現行法では、家畜商に簡単な免許制度を実施し、その結果、現在のところ約七万五千人の家畜商につき免許が行なわれております。若干の免許手数料を納入して申請すれば、禁治産者、準禁治産者、禁錮以外の刑に処せられその執行を終った日から二年を経過しない者等でない限りだれでも免許を与えられることになっており、この結果、家畜の取引の業務に必要な知識をほとんど持たないものであっても、家畜商の免許を与えられて営業できることとなり、取引に関する事故や紛争をおこす場合もあって、このことが家畜商個人またひいては家畜商業界の地位をおのずから低めている実情でもありました。そこで、今回の改正に際しては、講習会に関する制度を設

け、家畜商の資質の向上をはかることにいたしました次第であります。すなわち、第三条第二項の免許の資格についての現行規定を改正し、農林大臣の指定する者が行なうかまたは都道府県知事が行なう家畜の取引の業務に關し必要な知識を修得させたことを目的とする講習会の課程を終了した者またはその者を使用するその他の従業者として置く者に対してでなければ、家畜商の免許を与えないこととしたこととあります。

第二に、この免許資格の整備と関連して免許申請者の保護をはかるため第四条の二の規定を新たに設け、都道府県知事は原則として毎年一回を常例として講習会を開催しなければならないこと。ただし、農林大臣が指定した者が行なう場合には、都道府県知事は必ずしも行なわなくてもよいこととし、また講習会を開催した者は、その講習会の課程を修了した者に対し修了証明書を交付しなければならぬこととしたこととあります。

第三に、講習会の受講、修了を免許の要件としたことの趣旨が、実際の取引を行なう者の資質の向上をはかることにあり、したがって、免許を受ける家畜商のみでなく、取引の業務に従事する従業者に受講、修了をさせる必要にかんがみ、第十条に第二項及び第三項を新設し、家畜商に対し、受講、修了をしていない者をその取引の業務(農林省令で定める取引契約の締結等の行為)に従事させてはならない業務を課するとともに、講習会の受講、修了をしていない家畜商は、みずから家畜の取引行為を行なうてはならないこととしたこととあります。なお、

この講習会につきましては、附則第三項で既存の業者は、一年以内に受講、修了をし、その受講、修了をした証明書を添えて免許を申請しなおさなければならぬこととなっており、またこれと関連して、附則第五項で都道府県知事に法施行後十月以内に講習会を開催すべき義務が課せられております。

次に、主要な改正点の第二は、家畜商の営業保証金の供託に関する制度についてであります。家畜商の知識の欠如に基づく家畜取引上の事故または紛争につきましましては、講習会に関する制度を実施することにより、その減少をはかることが可能であります。一部の家畜商が取引についての知識を有しながら他人に迷惑をかける場合もあり、この点、講習会の実施のみでは十分ではないので、家畜商の信用能力を最小限度において補完して家畜の取引の安全を確保するとともに、事故が生じた場合には、家畜商の取引の相手方の債権の保護をはかることを目的として営業保証金の供託に関する制度を設けたこととあります。営業保証金に関する規定は第十条の二から第十条の七までと附則に若干ございます。

まず第十条の二は、家畜商の供託義務、供託をしたものの都道府県知事に対する届け出義務、届け出以前の営業開始の禁止について規定しております。

第十条の三におきましては、営業保証金の額につきましまして、その家畜商の業務に従事する者の数が(免許を受けた者がみずからも取引の業務に従事するときは、その者をも含めて)一人であるときには二万円とし、一人をこえる場合には一人増加することにより

万円をこれに加えた額とする旨を規定いたしております。

供託すべき営業保証金は、この第十条の三第二項において、現金に限定することなく、国債、地方債等の有価証券でもこれに充て得ることを定めております。

第十条の四におきましては、営業保証金の還付について規定されております。営業保証金の還付とは、供託した営業保証金により家畜の取引上の債権を有する者が取引上の弁済を受けることをいうわけでございまして、本条はこの還付について、請求権者、請求のできる事由等を規定しているわけであり。

次に、第十条の五におきましては、営業保証金の不足額について、家畜商の供託義務を規定しております。

次に、第十条の六におきましては、営業保証金の保管がえについて規定しております。

最後に、第十条の七におきまして、営業保証金の取り戻しにつき規定しております。取り戻しとは、供託者が供託所から営業保証金の払い戻しを受けることをいうわけでありまして、本条は、取り戻し権者、取り戻すことのできる額を規定しております。

なお、この取り戻しを行なう手続については、この条の第四項以下で当該営業保証金の還付請求権者を保護するため、取り戻しをしようとする者に還付請求権者の存在を確かめるための公告する義務を課しているほか、供託関係の法令またはこの法律に基づく省令で定められることになっております。

以上が営業保証金に関する規定の概要であります。

このほか、附則第八項から第十一項までにおきまして、既存業者についての供託義務、供託した旨の届け出義務、その届け出がない場合の免許の取り消しについて規定しております。

改正点の第三は、家畜取引に関する帳簿の備付及びその検査についてであります。

すなわち、第十一条の二の規定を新設し、家畜商に、事業所ごとに帳簿を備え付け、これに取引のあったつど、その年月日及び場所、その取引頭数、取引に従事した使用人氏名等を記載せるとともに、第十一条の三の規定を新たに設け、都道府県知事に対して、その職員に家畜商の事業所に立ち入り、帳簿書類を検査させる権限を認めることとしたのであります。

以上が改正の主要点についての簡単な説明でございますが、このほか、以上の主要な改正点に伴い必要となった関連の改正点が若干ございます。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律案につきましまして補足説明を申し上げます。

まず本則におきましては、

第一に、わが国における畜産の発展、その農業に占める地位の向上及び必要性に対処するとともに、最近におきます畜産技術の進歩等に応じまして、家畜の改良増殖を一段と計画的かつ効率的に実施して畜産の振興をはかるとともに、あわせて農業経営の改善に資する趣旨を明らかにするため、目的に所要の改正を加え、

第二に、家畜の改良増殖に有効な事項を極力総合的にかつ体系的に促進す

ることとし、その実施に際しては農業経営に家畜の改良増殖の成果である優良な資質の家畜が適正かつ円滑に導入されることとなるように努める旨の規定を設けることとした。

第三は、家畜の改良増殖を計画的に行なう趣旨で、家畜改良増殖目標の公表、都道府県家畜改良増殖計画の作成等に関する規定を新たに設けることとしたのであります。

第四には、凍結精液の利用の実用化に伴い、種畜及び家畜人工授精に関する規定を補正して整備することとしたのであります。

第五には、新たに家畜登録に関する規定を設けることとした。すなわち、これは家畜登録事業の公正な運営を確保するため、家畜登録事業についてその登録規程を農林大臣の承認制とするともに、その業務について援助し監督すること等の規定を設けることとした。

第六には、新たに家畜の改良増殖に関する重要事項を調査審議するものとして、農林省に家畜改良増殖審議会を設置することとしたのであります。

第七には、この法律案を施行するために必要な雑則及び罰則について所要の規定を設けております。

なお附則におきましては、家畜登録事業について、その登録規程が農林大臣の承認制となることに関し、その他この法律の施行のため、必要な経過措置、関連法律の一部改正について規定を設けております。

次に、おもな改正規定について逐条説明を申し上げます。

第一条は、すでに申し上げました本法の目的に關しまして改正法律案の内

容に即しまして所要の改正をしたのであります。

第二条は、家畜の改良増殖を促進する義務と家畜の改良増殖が農業経営の改善に資し、農業者にその成果を得しめるための家畜の導入等に対する措置に関する規定であります。すなわち第一項におきましては、現行法でも国及び都道府県は家畜改良増殖に有効な事項を促進することとしたのであります。が、この改正法律案におきましては、その趣旨を包括的にそのまま引き継ぐとともに、家畜の改良増殖の促進事項のうち、その重要事項を極力具体的に又体系的に法文化してこれを明確に確保することとしたのであります。したがって、従来の「第二章以下に規定する事項以外であつても」を削除することとした。

第二項につきましては、国及び都道府県が家畜の改良増殖に関する各種の施策を進めていく際に、家畜の導入をいかに円滑に進めていくかについて規定いたしました。すなわち、新たに国及び都道府県は、家畜の改良増殖に必要な各種の施策を講ずるにあたっては、改良増殖の成果である優良な資質の家畜が農業経営に適正かつ円滑に導入されるように努めるとともに、家畜を取り入れた農業経営の発展に資するよう努めるべき旨の規定を設けることとしたのであります。しかしして優良な資質の家畜が農業経営に取り入れられ、この飼育が行なわれる場合、これらの家畜がわが国の畜産経営の発展の方向に即した形でその優良な資質が十分活用されるのであればならぬのは当然なことでありまして、これが措置を円滑に実施するために、家畜を導

入するにあたっては農林大臣が定める「有畜農家育成基準」に準拠することとしたのであります。

第三項につきましては、有畜農家育成基準の内容等についての規定であります。有畜農家育成基準とは、家畜の改良増殖の目標並びに農業経営の現状及び将来の改善目標等を考慮いたしまして、家畜の飼養規模、家畜導入にあつて考慮すべき立地条件等について定めることとしたのであります。

これまでのわが国の畜産経営は、副業的な経営が大部分を占めていたものであります。畜産物に対する旺盛な需要に刺激され、一般的には自然的、経済的、社会的条件により、経営の形態等について多くの差があります。ものの、従来の飼養規模に比べて多頭数飼養の有利性が次第に認識され、普及されつつある状況であります。またこれと同時に、適切な農業生産の発展をはかり、農業経営の近代化等を中心とする農業構造の改善のためには、合理的な畜産の導入及び経営の育成、発展を確立しまして畜産の振興がはかられることが、今後のわが国農業の発展のため最も必要なことのひとつとして要請されているのは御承知のとおりであります。有畜農家育成基準を定める場合には、無畜農家の有畜化を一段と適切に進めると同時に、単なる副業的な畜産経営から多頭数飼養による主畜経営またはこれに準ずる経営に移行することが必要であると考えられます。したがって、国としてこの基準に沿って、従来よりも拡充した援助指導を行ない、もつて家畜を取り入れた有

畜経営による農業の発展を進めていくことを助長したいと考えておるわけであり。

次に、第一章の二につきましては、家畜の改良増殖に関する目標、家畜の改良増殖計画等に関する措置について規定しております。

第三条の二につきましては、農林大臣の定める家畜改良増殖目標の公表及びその目標の内容等に関する規定であります。今後におきまして畜産を適切に伸長して参ることは、まさに重点的な国策の一つでありますので、今後の家畜の改良増殖を計画的、能率的に行なうための国の目標を重要な事項について定めるとともに、国民一般特に農業者に理解と協力を求めるとともに、都道府県が家畜改良増殖計画を立てるときよりどころにしたいと考えている次第であります。

第一項は改良増殖目標を定める家畜は、牛、馬、綿羊、ヤギ、豚について定めることとした。すなわち、その他の家畜につきましては、必要な事態に即して政令で追加ができるように規定いたしました。

農林大臣は、家畜改良増殖目標を定めたときは、これを公表することとしたのであります。これは、国及び都道府県関係者のみならず、種畜業者、家畜の飼養者である農業者等、広く関係者に周知徹底をはかり、協力を得る必要があるためでございます。

なお、家畜改良増殖目標を定める時期及び目標期間につきましては、政令で定めることとしたのであります。たとえ五年ごとに十年先までの目標というように家畜の性質、畜産技術

等を考え、かなり長期的なものとしてこれを立てる所存であります。

第二項は、家畜改良増殖目標の内容について規定してあるのであります。が、家畜改良増殖目標は、家畜の種類ごとに畜産物の需要の動向及び畜産経営の発展の方向に即して産乳能力、産肉能力、体型、頭数あるいは耐暑性、耐寒性等、地域性に即した家畜の特性等について定めることとしたのであります。

第三項におきましては、家畜改良増殖目標は、かなり長期にわたる家畜の改良増殖の基本方針を定めるものでありますから、学界、実業家を通じ、民間の有識者の意見を聞いて慎重を期するため、家畜改良増殖審議会の意見を聞かなければならないこととしたのであります。

次に、第三条の三は、都道府県知事の定める家畜改良増殖計画に關して規定したものであります。すなわち第一項は、都道府県知事は、農林大臣の定めた家畜改良増殖目標の方向に即して家畜改良増殖計画を定めることができることとしたのであります。

第二項は、この計画に盛り込むべき必要な事項を定めたものであります。第一は都道府県としての家畜改良増殖の目標でありまして、方向とし、は、国の目標に即するものであることが必要であると考えますが、その都道府県の自然的、経済的、社会的な諸事情が加味されるものと考えられます。第二は計画の期間で、国に準じて一応十年くらいを考へております。第三は種雄畜の配置、利用及び更新に関する事項であります。この趣旨は、都道府県内の改良増殖を推進する際の基礎となる

優良な種雄畜を適正に配置し、有効に利用することにより、家畜の改良増殖の所期の目的を達成せんとするものであります。

第四は、都道府県の種畜場、民間の生産家の施設等種雄畜の生産施設、家畜人工授精所、家畜人工授精を行なう種畜場等の家畜人工授精施設、その他有畜農指導所、畜産基地農場、畜産試験場等の家畜改良増殖施設の整備拡充計画に關してであり、第五は産乳または産肉等の能力検定事業の実施計画等に關してであり、第六は講習会、共進会等の開催の方針及び計画等の記載を期待しており、第七は、以上のほか関係試験研究の計画に基づく指導計画等についての事項を考へております。

第三項は、都道府県知事は、家畜改良増殖計画を定めようとするときは、畜産に關する専門的知識または経験を有する者の意見を聞かなければならないこととしてありまして、これは、大学関係者、畜産及び農業団体の関係者、民間のブリーダー等が加わることを期待しているであります。

第四項は、家畜改良増殖計画は、国の場合と同様、広く関係者の理解とこれに基づく協力を期待しているものでありますので、その公表について規定しているものであります。

次に、第三条の四につきましても、都道府県知事の定めた家畜改良増殖計画の実施に必要な国の援助について規定してあるものでありまして、都道府県に對しては、国の所有する種畜の譲与、無償貸付または時価よりも低い対価による譲渡もしくは貸付、種畜の購入に要する経費の補助、乳牛及び豚について行なう能力検定事業の実施

に要する経費の補助、畜産研修施設の設置及び講習会開催に要する経費の補助等の助成措置を講ずる所存であります。

次に、第三条の五につきましても、種畜に等級を付する場合、家畜人工授精所に繋養する種畜の規格を定める場合には、農林大臣または都道府県知事は、家畜改良増殖目標または家畜改良増殖計画の趣旨に沿ってその達成に資するものとなるように努めること、並びに、その他家畜登録事業、家畜改良増殖審議会等に關する各条項を運用するにあつても、改良増殖目標または改良増殖計画の達成に資するよう努むべきことを規定しているものであります。

次に、第二章の種畜及び第三章の家畜人工授精の規定の整備であります。これは、近年家畜人工授精技術が著しく進歩し、たとえば精液の凍結保存法のごとく精液を長期にわたって保存した後も、なお授精能力を保持せしめることも可能となり、わが国においてもこれが実用化の機運にありますが、昭和二十五年現行法を制定した當時は、このような技術は想定されておらず、結果的には凍結精液の利用をはばむこととなるような規定がありますので、これを整備いたしましたのであります。

すなわち、第一に、この法律で家畜人工授精とは、牛、馬、綿羊、ヤギまたは豚の雄から精液を採取し、処理し及び雌に注入することをいうのであります。他方、第四条第一項の規定により、家畜の雄は、農林大臣が毎年定期に行なう検査を受け、種畜証明書の交付を受けているものでなければ種付（家畜人工授精を含む）の用に供して

はならないことになっております。すなわち、種畜でないものは、精液の採取の用に供してはならないことはもちろん、その精液を処理することも、雌へ注入することも禁止されることになりましたので、種畜から採取した精液を凍結法等によって長期保存した場合、その種畜の死亡または廃用後その精液を雌に注入することは、すでに種畜でなくなっているものの精液を注入することになり、第四条第一項の規定に違反することになります。

そこで、第四条第一項中「種付（家畜人工授精を含む）」を、「種付け又は家畜人工授精の用に供する精液の採取」に改めるとともに、第五条及び第九条の規定を同様な趣旨で改め、精液採取時に種畜であれば、精液注入時にはその種畜がすでに死亡、廃用等になったとしても、その注入は違法ではないことを明らかにし、凍結精液の利用が円滑に行なわれることを期したものであります。

第二、凍結精液等貯蔵精液を利用する場合に、雌畜に注入するときまでにかかりの時日を経過することもあり、また精液が幾人かの手を渡ることがありますので、現行の第九条第四項の種畜の飼養者は、その家畜人工授精用精液の注入を受ける雌の飼養者に対して精液採取証明書を交付しなければならぬという規定は、種畜飼養者に過重な義務を課することとなります。したがって、第九条第四項から「精液採取証明書」を削ることとし、また、この点が改められまして、別にか、この点が改められまして、授精証明書を発行することになっておりますので、人工授精用精液の注入を

受けた雌の飼養者に対する精液採取証明書の交付を種畜の飼養者に義務づけなくとも、家畜人工授精の利用に支障はないものと思われまゝ。ただし、家畜人工授精師が、家畜人工授精用精液を採取し、検査した後その場で雌の家畜に注入する場合のものを考え、その注入を受けた雌の家畜の所有者から精液の採取に關する証明書を要求されたときは、家畜人工授精師は、正当な理由がなければ拒んではいないことを第十三条第四項として規定した次第であります。

第三章の二は、家畜登録事業に關する規定であります。家畜登録事業は、その運営よろしきを得れば、不良形質の淘汰、優良家畜の作出等に役立ち、家畜の改良にきわめて大きな役割を果たすものでありますので、これが今後の畜産の向かうべき方向に即して公正に運営されることを確保するために規制を加えることとしたのであります。

第三十二条の二の第一項におきまして、家畜登録事業を行なうとする者は、登録事業の実施に關する規程（登録規程）というものを定めて農林大臣の承認を受けなければならないものとした。第二項は、登録規程において定めなければならない事項を掲げてあります。第一は登録する家畜の種類であります。第二は登録の種類及び方法であります。第三は、登録にどのような段階を設け、いかなる方向で登録するかは、改良を能率的に進める上に重要でありますので、これらについて記載せしめることとしたのであります。第三は、審査の基準に關する事項であります。第一項でも触れておりますよう

に、登録は、家畜を一定の基準で審査いたしまして、その判定に基づいて行なうものでありますので、その基準が家畜改良増殖の向かうべき方向に即し、適切なものでなければなりません。第四は、登録手数料であります。登録事業は、主として手数料収入によって運営されておりますが、他面、手数料が高過ぎる場合には、家畜飼養者に過重な負担を課することになりますので、これが適切な水準に定められる必要があるもので、ここに掲げたのであります。第五は、家畜登録簿に關する事項であります。家畜登録簿は、家畜登録の締めくくりであり、また基礎であるのみならず、家畜を交配し、あるいは導入する際の重要な資料であるので、これは適確に作成され、容易に利用できるものでなければならぬと存する次第であります。

第三項は、登録規程を変更する場合にも農林大臣の承認を受けなければならない旨を定めてあります。第四項は、登録規程の承認及びその変更の承認の基準に關する規定であります。家畜登録事業は、今後の家畜改良増殖の方向に沿ひ、公正に運営されなければならないませんが、反面、登録団体の自主性を尊重する必要がありますので、その登録規程が家畜改良増殖目標に即するものと認められない場合及び家畜登録事業の公正な運営を行なうのに適切でない場合を除き、承認することとしたのであります。

第五項は、家畜登録事業の廃止の場合の届け出に關する規定であります。家畜登録事業を廃止しようとする場合、それまでの登録簿、その他の関係資料の散逸を防止する必要があるた

め、あらかじめ農林大臣にその旨届け出なければならぬこととしたし、また、

次に第三十二條の三は、家畜登録事業の公正な運営を確保するための国の援助について規定しております。

第三十二條の四は、業務規程違反の場合の必要措置命令に関する規定であります。

第三十二條の五は、法令違反の場合の家畜登録機関に対する業務の停止命令に関する規定であります。

第二項は、農林大臣が家畜登録機関に対し業務の停止命令を行なう場合、これを公正に行なうための相当な予告期間を置くこととするともに、処分にかかる者が意見を述べる等の機会を与えるための措置等、聴聞に関する措置を規定したものであります。

第三章の三は、家畜改良増殖審議会に関する規定であります。

家畜改良増殖目標を定め、また家畜の改良増殖に関する重要施策の企画、遂行にあたっては、広く学識経験者の意見を聞くことが適切であると考えまして、この審議会を設けることとしたのであります。

まず第三十二條の六から第三十二條の九までにおきまして、その設置、権限、組織及び会長について規定いたしております。

第三十二條の十は、部会の規定であります。これは、家畜の種類ごとにその改良増殖技術は分化している面が少なくなく、また改良増殖上の問題点も家畜の種類ごとに異なる面があるため、部会を設けることができることとしたのであります。

次に第三十四條に一項を加えました。

が、これは、さきに述べました家畜登録事業の公正な運営をはかるため、農林大臣の報告徴収権に關して規定したものであります。

第五章の罰則のうち第三十八條及び第四十條の規定を改めましたが、これは、新たにこの法律に家畜登録事業に關する規定等が加わったことに伴い所要の規定を加えたものであります。

最後に附則におきましては、第一にこの法律の施行日を公布の日から九十日以内で政令で定める日としたし、

附則第二項から第四項までの規定は、現在家畜登録事業を行なっている者は、この改正法が施行されてから一年以内にその登録に関する規程につき農林大臣の承認を得なければならぬものとする等の経過措置を定めたものであります。

附則第五項は、家畜改良増殖審議会の設置に伴う農林省設置法の改正に關する規定であります。

以上が、家畜改良増殖法の一部を改正する法律案の概要でございます。

○委員長(仲原善一君) 以上で本案に対する補足説明は終わりました。阿案については、本日はこの程度といたします。

○委員長(仲原善一君) 次に、家畜取引法の一部を改正する法律案(閣法第三十七号、参議院先議)を議題といたします。

本案に対する質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○龜田得治君 私のほうから要求いたしました取引法の違反件数などについて

の資料が本日出たわけですが、これを拝見いたしますと、取引法違反による検挙件数というものは、きわめて数が少ないようであります。この数字だけを拝見いたしますと、非常に家畜取引法というものがスムーズに運用されておるかのごとくにも思われるのですが、若干その点について確かめてみたいと思ひます。

まず、この資料によりますと、三十三、三十四、三十五年と、この三

カ年だけのものがありますが、この法律は、三十一年から施行されておるわけですが、三十一年、三十二年はわかつておらないのか、あるいは全然さういう違反件数というものがなかったというところなのか、まず、その点を確かめておきたいと思ひます。

○政府委員(森茂雄君) 私のほうの不備といひますか、三十二年のやつ、記録が警察庁のほうにも私のほうにもないものですか、こういう表になつたわけでございます。

○龜田得治君 三十二年、三十三年は記録がないと、これは役所の書類の保存の建前がいいますと、ちょっと早いというのはいふのですか、記録がないというのはいふのですか、それと、こゝろの意味なんですか、そこをもう少し明確に。

○政府委員(森茂雄君) 該当するものがないといふことはここでは確言できませんが、……

○龜田得治君 こういう新しい法律でありますから、やはりその法律の行なわれている状態がどうだといふことは、監督官庁として十分知っておらな

きやならないと思ひます。どうも

今のお答えでありますと、そこら辺が注意が行き届いておらぬ。あるいは前の畜産局長はわかつていたのかもしれないが、まあわかつて早々でわからな

いといふことなのか、どうも明確じゃありませんが、どうなんですか。

○政府委員(森茂雄君) 御要求がありましてから三日目ですか、四日目ですか、まだ庫の中に入っておりまして、もう少し待っていただいて報告させていただきますと思ひます。

○龜田得治君 しかし、こういうものは、単に罰則は警察のことだといふふうになつておかないで、やはりさういふ間違ひといふものがありまして、毎年々々まとめて、まあ問題が起きたつてはあまり忙しすぎるでしょうが、毎年やはりまとめて監督官庁がそれをやっぱり握っておる、こういうことがこの法律を正しく運用していく上に大事なところじゃないかと思ひます。が、何かこちから聞かれた場合に、警察の庫の中の書類を引き回して整理して、ちゃんとわからないといふことで、これは単なる家畜取引法だけではないのでして、農林省が監督している法規

○龜田得治君 前の段階も必要です。が、前の段階で事が終わらないで、結局罰則の適用等にまで進んでいくという事になりますと、その善後措置といふものはより一そう深刻であるはずですね。必ずそのことによつてだれかが被害を受けたとか、こういう行政法規においては必ずそういうことが伴つておるはずですから、もう少しこの具体的研究を、そういう具体的な問題についてやっておいてほしいと思つてます。

それで、この表によりますと、三十四年には検挙された件数が五つ、三十四年には二つ、こうなつておりますが、これは取引法の罰則のどれに当たる事件だったわけですか。

○政府委員(森茂雄君) 取引法による登録をしないで開催した事例だと思つてます。

○龜田得治君 七件とも全部そうですか。

○政府委員(森茂雄君) そうであります。

○龜田得治君 うち一件ずつが起訴されておるわけですが、三十四年、三十四年のことですから、すでに結論が出ておると思いますが、どういふ刑罰を受けたわけですか。

○政府委員(森茂雄君) ただいまのところまだちょっと……あとで調べて御報告申し上げます。

○龜田得治君 まあ私の想像であります。が、この五件のうち一件しか三十四年は起訴しておらぬということですから、まあその起訴されておらないものは非常に不注意でやったとか、あるいはまたいろいろ事情がせつぱ詰まつておつたので、そういう手続を取るひ

まがなかったとか、事情があったことと思ふ。一件だけ起訴されておるといふのは、やはりそういう事情も許されないうような判断じゃないかと思ふのです。が、ところが従来やもする行政関係法規でいろいろ罰則がつけられても、刑事犯じゃないのだからというふうなことで、非常に軽く扱われる傾向もあるのです。だからそういう気持で五つのうちの四つがはつたらかしくなつてゐるのか、こういうことはよくやはり検討の余地があるのです。で、三十三条の規定を拝見しますと、登録をしないで取引所を開いたという事について一年以下の懲役、十万円以下の罰金と懲役刑までついております。で、だから、こういうものはやはりちゃんと少しお調べを願つて、畜産局の方でちゃんと持つておつてもらいたいと思つてます。これは本案に関連して明らかにしてもらえればけっこうなんです。が、もう少し調べていただきますと、あとからでもいいですから、どういふふうになつておるのか、その辺をもう少し明らかにしてほしいと思つてます。

それからこの法律では現行法第三十条、三十四条、三十五条、三十六、三十七、三十八、この罰則をきめまして、そうしてこういう家畜取引所における取引が乱雑にならぬようにというのと、いろいろ規制しておるわけですが、そのほかの条文が一つも適用されておらない、統計上はそういうことになつておるわけですね。これははたして事実がちゃんと秩序正しく全部行なわれていてそういうふうになるのか、あるいはその辺の監督なりそういうものが行き届いておらぬのでわからない

い、こういうことが真相なのか、これはどういふことなんでしょうか。いたずらに何も罰則が統計上たくさん現われてくることを歓迎するものではない。もちろんないわけですが、ちょっと有名無実なような感も一方から受けるんですが、どうなんでしょう。

○政府委員(森茂雄君) 家畜市場の行政は非常にむずかしい、と申しますのは、いろいろ従来からの慣習とかありまして……終戦前は別に法律はありましたが、終戦後なくなりまして、そして十年間というものは各個まことに各県の条例でやっております。その後三十一年に取引法ができた。いろいろ昔からの古い慣習法がありますので、それと行政措置と、この法律の目的とする方向へ向かつてやる点で、なかなかむずかしい、こういう点があるわけでありまして。

○龜田得治君 いろいろ慣習等があるに言われるわけですが、しかしどんな慣習がありまして、この法できめたことに反するようなことがあれば、それを直していこうというのがこの法律ができた趣旨なわけでしょう。全国的に統一して、そうしてこういうルールでやつていこうということになつて

いるわけですから、そんな慣習をそれぞれ御尊重になるのなら、その理屈を突き詰めていけば、この法律は要らないということにもなるかもしれない、それはどうもいかなくとも、多少ルーズにやつておつてもいいんだというふうなことになるんですが、そういうことですか。

○政府委員(森茂雄君) 舌足らずで、誤解されたと思つてますが、この法律の趣旨は、条文通りにやるように、各都道府県が非常に努力してやつておるわけでありまして。

○龜田得治君 こういう法律を運用するにつつきまして、畜産局では何名ぐらの人が年間担当しておやりになつてゐるんでしょう。

○政府委員(森茂雄君) 直接そればかりを主としてやつておるものは二名であります。

○龜田得治君 二名ではなかなかこれは大へんだと思つてます。たとえば第二十九条を拝見いたしますと、農林大臣または知事は、取引所の開設者に対して業務の状況なり家畜取引の状況などの報告をさせることができることになつてゐる。こういうことはさせておるのですか。實際上そういうことはしていないのか、どつちなんでしょう。

○政府委員(森茂雄君) 「できる」ということになつておりますが、報告させておるんです。

○龜田得治君 これはどの程度の報告というものをさせるのですか。しておるのですか。

○政府委員(森茂雄君) 業務規程によります。開催した日とか、それから上場頭数が主とした内容であります。

○龜田得治君 この同じ条文の第二項によると、この検査などもできるようなことになつておりますが、こういうことは事実上二名くらいではできません。どうなんですか。

○政府委員(森茂雄君) 十分二名でやり切ることとは、なかなか困難であります。

○龜田得治君 それは二名じゃとても十分はできないでしょうが、不十分でも何かおやりになつてゐるんでしょう

か、やつておられたらひとつその不十分な実施状況をちょっと御説明願ひたい。

○政府委員(森茂雄君) 原則としては都道府県の職員でやつておりますが、問題が大きく、各般のそういう妙な状況が他府県に關係するといふような重要なところにつつきましては、畜産局の職員が現地にかけましてやつております。一例を申し上げますれば、尾道の問題など起こりましたときには、各三重、滋賀、京都、大阪等別の職員まで動員をいたしました。やつております。

○龜田得治君 一例だけ今お聞きしたわけですが、現行法ではない、法律を改正しなければならぬという出発点は、そういう問題が起きて、これではいけない、こうなつてくるわけですから、それでお願いしているわけなんです。何回くらいそういう検査というものを今まで実際上おやりになつてゐるんですか。

○政府委員(森茂雄君) 三十二年には、県が多いんですけども、一回です。

○龜田得治君 農林省は一件ですか。

○政府委員(森茂雄君) 三十四年には、県の数は八県、それから市場の数では十二市場であります。もちろん農林省であります。

○龜田得治君 三十四年、三十五年は。

○政府委員(森茂雄君) 大体班を組織しまして、職員が行動を起こしてやるのは年に一回あります。ただ、県の数はもちろん都道府県にわたるわけでございます。

○龜田得治君 そうすると、説明がこう変わるんですから何ですが、そうす

ると、現在は何か年度当初に計画を立てて、そうして班を組んで、およその見当をつけて検査に行くわけですか。

○政府委員(森茂雄君) 全国に多数市場がありますので、問題があるところを順々と回って検査をやらなければならないところを順々と回ってやっていく。これは旅費と職員に制限をされておりますが、そういう計画的にやっておりますが、年がら年じゅうやれる陣容もありませんし、経費の関係で極力頭数の多い、重要といえますか、比較的に上場頭数の多い、取引金額の多いところをねらってやっております。

○亀田得治君 抽象的にそういうふうだけに言われますと、相当数ばっとう出て行ってこうやっているような誤解を受けるのです。それで私さくばらん具体的に頭数を聞きますと、ははあこの程度だとすぐわかっていいのです。あまり形容詞は要らない。三十五年は何力所をお調べになったのですか。

○政府委員(森茂雄君) 三十五年は検査をやっております。

○亀田得治君 一つ一つ聞いていったらゼロもあるんじゃないか。これはやっぱり目が届いておらぬと、こう言わなければならぬ。そこでいろいろ目が届いておらぬということになりますと、たくさん問題が出てきますがね。しかし今度の改正しようという条項に關連してだけお聞きするわけですが、この十五条につきまして、法律を改正したいという提案になっておるわけですが、十五条は取引の方法ですね、非常に大事な問題点です。この業務規程というものがほんとうに守られておるかどうか。取引の方法に關して業務規

程なりあるいは法律で規定しておる制度とか、そういう規定された方法が実際にきちっと守られておるかどうか。これは非常に重大な影響が出てくると思うのです。そこらにはあまりわかっていないんじゃないですか。しかも十五条についてはそれに違反したからといって、罰則の対象になりませんから、現行法では、だから検査庁なり警察の対象にもその部分はならぬ。そうして農林省の監督といひましても、先ほどお聞きしたようなことでは、ほとんど目が届いておらない。これはもうお聞きの方はみんなそう感じだと思ひます。そうすれば、この取引方法に關する点が、はたして守られておるかどうかといひたら、非常に疑問があると思うのです。そういう疑問のあるときに、現在の十五条を修正して、そうして多少原則を現行法よりもやわげることになるわけですね、この改正の中身というものは、これは清澤さんからもいろいろ御議論がありました。が、現行法でも、あるいはこの改正案であっても、結局知事の許可を、事前にあらかじめ定めた農林省令の基準によつて知事の許可を受けた業務規程に従つてやるわけですから、この現行法の改正は必ずしも要らぬんじゃないかという感じは、私も持っておるのです。持っておるんですが、しかし、幾らかこの現行法と改正案を比較して見ますと、せりととか、入札とか、そういう原則に対して例外を少し幅広にする。こういう感じを受けるわけなんです。ところが、そういうことを簡単にやっ

ていいものかどうかということなんです。ここが問題でしょう。それは現在の十五条自身がはつきりと守られておるのかおらぬのか、これがはつきりしないわけなんですから。

○政府委員(森茂雄君) 十五条についてであります。三十二年の施行當時、和牛につきましては関西十数県にわたつて、せりまたは入札に、相対取引から一応なつたわけでありました。ただ尾道市場につきましては、施設その他のいろいろの理由を申し述べまして、せりまたは入札の形式をとり得ないまま相当期間を経過したわけでありました。そこで衆議院等でも問題になりまして、国会、衆議院等からも現地調査に行つていただきましてよく事情を調査したわけでありました。本法の一部緩和になるではないかという点につきましては、せりまたは入札の方法によりまして公開取引をやつて、取引の合理化、売り手、買い手、一般によく公開するといふ趣旨に持つて行こう。そこでせりまたは入札によらない方法でも、公開性のある方法をとつて、せりまたは入札の方へ持つて行くといふ趣旨で、先日御説明申し上げましたとおり、そういうことで定価売買、揭示売買等を一部やる。その他はせりまたは入札をやるといふことで尾道等を指導して参りたいと存するわけでありました。県とも十分相談しまして、また開設者とも十分相談しまして、全部せりまたは入札にできないものは、一部せりまたは入札をやつて——一部と申し

尾道が相対取引をがんばつて敢行しておりましたために、せっかくせりまたは入札になったほかの市場が、あそこが認められるならということで元に戻つた関係もございまして、今回、はつきりとした例外の場合を限定して明示しまして、本法を改正しまして、せりまたは入札の方へ、一定期間正札売買のものも、現在のところでは二年後でございますが、施設の充実と相俟つて全部を——二年間だけは一部について正札売買、相当の部分はせりまたは入札というところで——やれない分については二年を限つてそういう例外的な方法を認めて施設の充実と相俟つて、全部、せりまたは入札に持つていく、こういう趣旨で改正をお願いしておるわけでありました。

○亀田得治君 その説明は一応わかるわけですが、どういう気持ちでおやりになつたかということ。しかし、そういう説明であれば、現在の十五条でも業務規程を知事が承認して変えていけばできるわけでしょう——できる。それをことさらに十五条のただし書きの書き方を変えて、何か非常に、せり、入札という原則をゆるめるような印象を与えるのは、ちょっと必要ないんじゃないかという感じがする。今おっしゃることは現行法上できないというなら別だ。しかも、今おっしゃつたことは、これは例外であつて、もう二、三年したら、やはりせりまたは入札の方向に尾道の場合にも持つていきたいんだ、こういうふうにお考えであればなおさらですね。そんな必要はないと思うんです。だから、こういう改正をされるということは、やはり原則を何か非常にくずすような印象はまぬ

がれない。そこはなんですか。

○政府委員(森茂雄君) 法文、改正案だけを見ますと、私も二カ月前飛び込んで見たんですが、そういう御指摘のとおり、印象を感ずるわけでありまして、当局としましては、あえて正直に例外的な場合も出して、法制的には困難な場合という規定を加えまして、現実的には尾道をねらいまして、尾道について、もとへ戻す、もとへ戻すといふか、本法のせりまたは入札に持つていく姿勢をとらせる。一部について定価売買をやります。こういうことでやる方針でございまして、尾道にまねをして、ほかでやつてゐるものを、あるいはせりかきせり、入札の体制になつてゐるところを、この規定でくずしていこうという考えは毛頭ございせん。

○亀田得治君 だから、どのように御説明になりましたも、第三者が見ればやはりせりまたは入札という方法の原則に対する例外を広める、こういう印象を与えてゐることは間違いないわけであつて、だから、こんなことはおやりにならぬほうが、むしろ今の御説明にも合致するんじゃないかという感じがするわけなんです。私、時間の都合がありますので、この点が党の委員の中ではちょっと了解しかねておるのです。必要な修正であれば、これは幾らでも大いにやつてもらつてけつこうなわけですが、必要でないばかりでなしに、かえつてそういうことから一番大事な取引の方法というものに幾らかでも乱雑さなり、そういうことを与えて百姓に迷惑をかけないか、こうい

う気持でおるわけです。ちょっと失礼します。

○北村暢君 ただいまの亀田委員の問題、きのうから問題になっておるわけなんです。この点について、もう少し詳しくお尋ねをいたしたいと思いますが、きょうはいたしません。資料、要求いたしましたものに對してもらいましたが、それを見ますという、家畜市場の再編整備計画、これにつきまして再編整備という解釈と、それから尾道の施設を拡充するという

ことは、これは再編整備という法律の解釈の中でできることなんですか。というのは、この再編整備というのは、どう考えても、ここにも出ているように、計画にもありますように、三十五年度から三十九年度までの一応の計画があるようにございまして、三十六年度を例にとりますと、地域数が一〇で再編整備の対象が五〇で、その五〇を再編整備後に一七にする、こういうことで、まあ市場の零細規模のものを合併をさせて再編成をしていく、こういうための経費だ、こういうふうな思われるのですが、先ほど来、尾道の市場が混雑を困る、それで、その整備をするために施設拡充をする、こういうことのようにですが、この再編整備の中に、この尾道の整備拡充の経費も含んでおるのですか、どうですか。

○政府委員(森茂雄君) 多くの場合において、御指摘のとおり、小さな産地市場が充実した産地市場になるように、三つか四つのものを一つにするという事で再編整備が行なわれて参っておるし、それから今後ともそういう計画をやるわけにございするが、今

回、産地家畜市場から地域家畜市場に対象を拡充しまして、いわゆる従来の産地家畜市場よりも施設の大きい集散地家畜市場が今度は対象に広がって、その中へ対象として入ってくるわけでありまして、今後の再編整備は比較的にいって大きなところも、二つを一つにするとかいうことでなしに、その市場の整備だけということをも対象にいたしたいと考えておるわけであり

○北村暢君 そうすると、この再編整備というのは、再編と整備と分けて法律を適用して、予算措置をして差しつかえないと、こういうことになりますか。

○政府委員(森茂雄君) 概念としては中に入れて差しつかえないと思ひます。

○北村暢君 そうしますと、計画というものを示せ、こういうことでやうなものを示す、こういうことでやうなものを示す、この前も伺ひしたように、尾道の整備計画というものは、何かこの前のお話ですと、来年度は二百五、六十万という程度でやって行く、こういうことのようにですが、それを今の答弁から行くと、二年間で整備をするという、まあ五百万になるのか何かわかりませんが、補助金はそれくらいだろと思ひますから、したがって、三分の一補助として、千五百万から二千五万かけてこの整備をすれば、そういう混雑のないような形になる、こういうことなんではないか、その点をもう少し、先ほどの例外規定も尾道に限ってだけこれは適用するつもりで、全国的には千何百の市場にはこれは適用するのじゃないという考え方のようですから、尾道に限ってだけこの例外規定を適用してやろうというこ

とのようですから、それであれば、やはり二年間に完全に尾道が整備されなければならぬ。その計画が一体どのくらい、今どういう計画で、どのようにされようとしているのか、これをはっきりしないという、幾ら答弁されても、尾道だけに限っているようです。それから、その点を一つ詳しく説明していただきたいと思います。

○政府委員(森茂雄君) 尾道市場の整備は、現在、尾道市場は二千二百坪で、全体としては四千万程度かかります。これを年次的に整備していくこととしまして、さしあたって七百二十万のうち、三分の一の二百四十万を大蔵省に要求中でありまして、さらにつけ加えますれば、入札制度にするには特別に、尾道についていへば、よいい相当金がかかるということではございませ

○北村暢君 四千万かかるのに、さしあたり七百二十万で、その三分の一の二百四十万を補助する、というのだから、そうすると、第二年は三千何百万ということ、それに対して三分の一補助するとなると、約一千万要するのじゃないかと思ひますが、補助するの総予算が、大体これとあたりで一千五百万でしよう。それで尾道だけに来年度一千万使うといった場合には、全然数字計算合わないですよ。一体どういうふうに、尾道にだけ限って、来年度というふうに一千万からの補助金を――再来年度ですか、やる自信があるのかないのか、ちょっとその点を、一つはつきり。

○政府委員(森茂雄君) 形式として、せりまたは入札であります。入札方法

にはそれほど施設が要らない。せりの場合に多くかかるわけにございします。この四千万なければ尾道市場が入札制度がとれない、こういうわけではございませんで、一部施設を補充すればございするわけにございしますが、本法の改正をお願いしておりますところは、現在でも農林省令の手續においては、その一部正札制度をやるについて適当でない。法律解釈上、法制局としてはそこまでは認めがたい、こういうことでございします。で、正直に困難な場合といふことも出しまして、そうして法文をただし書き以下を明確に出しまして、

今、尾道にならうと、せり、入札からもとに戻った市場のことありますから、現在せり、入札をやらない市場は、一ぺんせり、入札をやった、尾道並みに相対取引に戻った市場は、関西市場で相当あるわけにございします。そういうことで、尾道の、私どもの方から言いますと、旧来の陋習の方へ戻っちゃいます。と、新しい公開制に引き戻す、こういうことで、尾道だけを対象にしてはいるのではなくて、尾道の施設も、四千万やれば、入札ばかりでなく全部せりにいけるというふうになります。が、さしあたって入札制度に持っていくのに二年かかるというところでございまして、それによりましてはかの地域も、尾道のように陋習に返ったやつを引き戻すというところで、馬牛取引で農業者が売る場合に、ぜひそういうことで、農業者の側の利益の擁護、取引の合理化といふことをはかりたい、こういう意味でありまして、尾道だけをそれじゃ本法のねらっている趣旨で対象にするかといひますと、具体的には尾道でありま

陋習にならうといるところを右へならえします。で、馬牛の取引については大きな事実上の変化、公開制にいくということになるわけにございします。

○北村暢君 その特殊な、家畜だけではないに取引の困難なもの、狭くて困るというふうなものを、今度の改正で、ただし書きに一つ加えた、これはその理由はわかっているのです。そのおっしゃっていることもわかっているのです。わかつてはいるのだけれども、そのただし書きを拡大したことによって、それで先ほどの御答弁から聞いているといふと、ほかの市場にこのただし書きを適用するつもりはないのだ、尾道を直すことによって、関西市場の、このもとに戻ったもの、尾道がやらなくなればやめるのだと、それは一時せりにかわったわけですからね。一度かわったものが、また逆に戻ったということですから、今までの施設でせり入札ができなかったというところではないはずだ。慣習によって戻ったということだけだと思ひます。ですから、そういうところは施設の拡充をしなくても、せり入札でやれるわけにしよう。ところが尾道に限っては混雑してできないというわけにございします。でもできない。せり入札はできないというわけにございします。そのためにせり入札というものをくずす。できないものを規定しておくという、結局守れないというところで、ほかに波及する。したがって、そのためには尾道の施設拡充というところで、これはもう絶対的にこの法律を守らせる。またそのただし書きを設ける。二年後にただし書きをなくす。いきたいという気持のようですから、そうすれば、その法律改正を再びやって、

もとのせり入札に戻すと、こういうことになるとなるわけですから、そのためには尾道を整備しなければならぬ、そういう経費だと思ふのです。したがって、これは尾道を整備することによって、三十七年、八年ですか、二年間というのです。三十七年、八年、三十九年まで計画が出てゐるのだが、この計画に対して、尾道を整備することの経費をよけい食ふことによつてほかの整備が進まない。再編整備というものが進まないという結果になるのじゃないか、ということをお心配しますから、計画の中にこの尾道というものも入つてゐるのか、入つてゐないのか。入つてゐないことになれば、入札程度なら四千万から入札というのですが、一体その入札なら幾らでできるのか。二千万あれば入札の程度はできるのか。その辺のところをはつきりしてもらつたといふと、ここに影響してくるのです。同じ予算の中でやろうというのですから。ところがもう計画は一応三十九年までできてゐるわけですからね。これは大蔵省に了承を得てゐるものでしょう。そうすると、どうしても尾道の分だけははみ出してはならないといふと、そうでなくても再編整備は、三十一年からこの法律が適用になつて、りっぱにここで第四章で再編整備にかかわる一章を掲げて、三十五年以前は、再編整備についてこの法律の実施を何もやらない。三十五年年度からやつと予算がついてやつてゐる。四年間ぐらひは放つて置かれて、再編整備はやつてないわけ。千四百幾らもある、しかも零細な市場がずいぶんたくさんある。それに対して、わずかにあなた、三十九年までいって、二百五十の

やつを八十三に減らす。こういう計画になつてゐるわけ。だから、この法律にいう再編整備というものが自體が遅々として進んでない。それにもかかわらず、尾道のような集散地の市場を今度整備するといふことで含んだわけですから、そうすれば、これは集散地の市場といふものは規模も大きいのです。再編整備をやるのに金はよほどかかるのですよ、かかってくる。今度の法律改正によつて、産地市場でなくて地域に切りかえて、集散地まで入れるといふことですから、そのためには今までの再編整備計画ではこれはとうていできない。この法律改正と伴つて、三十九年度までのこの再編整備計画といふものは、あらためて出されなければならぬ問題だ。ところが、きょういただいた資料は、これは今度の法律改正による集散地を含んだ再編整備計画ではない、大蔵省に何も了承を得たものではない。そこら辺に非常に大きな問題があるのです。これはそういう計画をつけて出してもらわなければ、この法律を審議したつて無意味ですよ、と私はきのうから言つてゐるのです。どうなんですか、そういう自信があるのですか。

を改正しないで、それじゃしばらくほつておいて、それから、この法律と、どうしても相対取引を直せないと、今でも時間も経過してゐますし、それから違法状況を認めていくといふことになりまふので、特に農林省令で定むるところによりまして、これは尾道は二カ年間にわたつて、これは尾道ではない。肉畜については農業者が農業協同組合連合会を通じて、家畜商に売つてゐるものについては、本法改正をいたした場合は、昨日も広島県から本法改正した場合には、肉畜についてはせりの方法をとるといふことで、明言を得てゐるものから、その二年間の間、全然違う方法でやるのだといふことではないのでございまして、順法精神をそういうことで尾道に、広島県と開設者と努力しまして、集まつてくる家畜商の理解も得まして、他の県もそれに倣つて、といふことで、特にただし書きに詳しく具体的に掲げまして、公開取引に極力持つていくといふことで、あえて宣言的に、かつ、農林省令で定める手続により、といふことで、法律上そういう例外を設けることは適當でない、こういうことでありますので、あえてこういうことで条文を掲げましてやつていこうといふわけがあります。尾道市場が四千万円かかりますといふのは、りっぱな東洋一の集散地市場として、なるほどと思ふような、清潔に、かつ、非常に能率の上がるように、といふことのために、それは、四千万円かかります、この法律により、原則に基づいていふには不十分であります、現在の施設に三十七年度では二百四十万円、あと同額くらい三十八年につぎますれば、公開性の方法

をとれるといふことで計画をしてゐる次第であります。○北村暢君 今の答弁では私の質問に答えてくれないわけなんですけれども、あなたからいいたくした資料によりますといふと、法律改正後の家畜市場の再編整備計画の目標数が地域家畜市場で七百九十四あるのですよ、七百九十四。その他の家畜市場で七十三ある。これは消費市場だ、こういうふうになつた。この消費市場の七十のうちに、中央卸売市場といふことで解決していくところが若干出てくるでしょう。しかしながら、消費市場についても中央卸売市場でやらないでいくものも私は出てくると思ふので、出してくると思ふ。したがつてこの両方合わせて八百六十七といふものが再編整備をやらなければならぬ目標数だと、こゝろでいふのですよ、そういう資料が出てゐるわけでしょう。そうすると、どうしたつて今までの計画より、これは集散地市場がふえてきたのですから、今までは集散地市場といふものは入つてゐなかつたのです、再編整備計画の中に入つてゐなかつたのです。ところが、今度は入れたといふのです。入れたのならその数が、再編整備の数といふものが多くなる。ところが一年に、昨年で、この資料を見ても、二十六市場で、整備後が八、それで三十六年度が三十五で、整備後が十二と、こゝろに減つただけで、こゝろに減つていくといふと、一体この再編整備をやるのに何年かかるのです。こゝろで、だから、この計画をひとつ出してもらわないと、この集散地市場といふものを含めて整備をやるやうなといふと、何を整備するのかわからないですよ。だから、その整備計画を出して下さい、こゝろのうから

も言つておるのですが、そういうものはまだできてゐないのですか。○説明員(保坂信男) ただいま北村委員から御質問のあります件につきましまして、お手元に配付しました資料は、当面三十九年までの、現在の時点までいろいろ検討されました整備計画の一応の計画でありまして、もちろん御指摘のございましたように、三十七年度以降のものについては大蔵省との予算折衝も今後の問題でありますので、財政当局とも話し合ひの了解を得たものではございません。整備計画につきましまして、一応こゝろにございまして、二百五十が八十三になりますので、百六十程度のもので整備されるという一段階でありまして、整備計画の目標としてお手元の資料に差し上げましたものでは少なくとも地域市場が七百九十四になりますためには、五百六十程度のその他の市場がいずれかに集中して、残つたところの七百九十四の市場の相当部分が整備される必要があるわけでありまして、こゝろに一応の計画としてお手元に差し上げました資料以外のものにつきましまして、また具体的に計画として具体化される段階になつていまして、御趣旨の点を十分そなつてございまして、それらの点にこのことに基づいては、農林省令等関係の地元のいろいろな社会的経済的な関係もございまして、それらの計画が、具体的に實際的に指導して、でき上がつて整備がされるように私どもいたしまして今後一そう努めていきた

いと思っておるわけでありませう。なお、大蔵省の補助予算のほかに、現状におきましても若干のものは公庫融資の共同施設というふうな面で整備をされておるものもあるわけでありませう。その他近代化資金等が設定されまうと、それによって協同組合等の共同施設としての家畜市場につきましては、地元町村の諸施設の整備計画の一環といたしまして取り上げられる場合もあるかと思ひますが、主軸は整備にいての、補助予算の政府としての心がまえにあるというところは御指摘のとおりでありますので、その点については今の段階におきましては御指摘のとおり十分の点があることはいなませせんが、十分今後努力をして参りたいというふうに思ひます。

○北村暢君 ただいまの農業協同組合の共同施設として整備するとか何とかいう問題は、したがって私はこの法律で、この資料にもありますように千四百八十二、この現在の市場を全部この法律で整備していかうといつても、非常に零細なものまでやっていくといふことはなかなか簡単にいかないんです。ですから、ある一定の規模のものについては政府の補助をやっていくといふようなことにして、何かこの計画がないといふと、私どもは整備を要するものの対象として八百幾ら残るのだと、こういうことを言われまうから、それならこの法律で整備していくんじゃないか、こういうふうな感じは持てますね。ですから、政府でやるものは幾らなんです。八百幾らあるうち五百だけは政府が整備をするんだとか何とかはつきりしてもらわないといふと、ただばく然とあつちでもやる、

こつちでもやるというふうになっておりますから、何となく近いうちに整備されるでしようというふうなことで、これは行政を担当している政策としてはたよりない話なんです、できるだけやっていますよというふうなことになるでしよう。それでは私は、せっかくこの法律で規定している再編整備という計画を立ててやっていくことになつておるんですから、しかも今後は再編整備をやるといふのは、出さないものは再編整備をやりなさいと勧告までやることになつておるでしよう、今度の法律で、積極的に勧告までして整備させていかうというのに、何も計画ないんじやお話になりませぬよ。やっぱり三十九年度までの計画のあることは、これは今度の改正に基づいてできた計画じゃないんで、それ以前の計画なんです。したがって法律改正をもつて集散地市場が再編整備の対象に追加するんですから、そうすれば当然この計画が變つてこなければならぬ。

したがってそれを示さないで、ああでもない、こうでもないといふ答弁してみたら、これははつきりかぶとを脱いで申しわけないといふことでも言わなければならぬんです。そういうものを出してもらわなければならぬんだから、これから早く作るなり何なりして、そういう計画でやってもらわなければ、改正前の計画でもってやられて、しかも今度集散地市場が入ってくるんですから、今までの補助額の大体を見たら、一番大きいのは千葉県が百十六万ですか、これが最高でしよう。今度尾道で一市場来年度だけで二百四十万補助しようといふんでしよう。そうするといふと、二

年間かかるわけですね、一回だけでできるのじゃないだろうと思ふので、す。そうすると、一回にしても二百四十万、今までの数字なんです。したがって集散地市場の整備というものは、これは補助額もかさんでくるに相違ない、どつちからいっても、尾道だけでなしに、私はやはりほかの集散地においても、尾道は補助金もらつて整備したんだから、ほかの関西のいろいろな市場だって整備するのだといつて当然申請が出てくるんです。しかもその規模というものはみな大きいので、す、産地市場と違ひまして。したがって一件当たりの補助金額もかさんできます。そういうことは当然考えられることなんです。だから、そういうものについての計画というものがなされていないといふと、法律改正だけをして、これはたよりのない法律改正なんでは、そういうものの裏づけというものは当然出すべきじゃないか。これは何回も言っている。したがってこれは飛躍的にやはり大臣かだてから来てもらつて、大蔵省か何か来てもらつて、はつきりしておかないと、法律改正のしつぱなしになつてしまつて実行できないです、これは。

○政府委員(森茂雄君) 御指摘の点はよくわかるのでありますが、特に法律で勧告の規定を設けまして、いろいろ北村先生御存じのとおり、行政技術的にもこの法律がなければ予算がとれないかといふことになりまうと、そうでもないわけではございません、補助なら、ただ、この法律にあえて勧告の規定まで置きまして、順奉されていないといふのは特別の例外的条件をつけまして、期限を限つてといふことで、全

体的な農政からいへば、ある面では非常に小さいじみなことではございませうけれども、こういう法律を改正したといふことで、逆に財政当局にも行政の誠意を感じていただきまして、御指摘のとおり、本法の改正が通りまうれば、またこの法律を遂に十分運用していく義務がありますので、御趣旨のようによい補助金ばかりでなく、大きな市場等につきましては、都道府県なり地方公共団体の協力も得まして、融資の面でも総合的に全部にわたつて計画を立ててやつていきたいと思います。技術的に法律が通るときに予算がきまらないといふこともございませうので、かつて先生方に激励していただき、その速記録をもとにいたしまして十分再編整備の予算拡充に努めていきたいと思います。

○北村暢君 それから次にお伺ひしたいのは、この前の藤野委員の質問とも関連するのですが、あれの結論出たのですか、答弁がないようですが。○政府委員(森茂雄君) お答えする機会がなくてまことに申しわけございませぬ。去る十一日の本委員会における藤野委員の御質問にお答えいたしました。家畜取引法にいう家畜市場とは、同法第二条の定義にありますように、家畜取引のために開設される市場であつて、つなぎ場及び売り場を設けて定期にまたは継続して開場されるものを言うのであります。この場合、御質問にありました定期または継続してとは、開場日の時間的連続性の有無から、家畜市場に定期なるものと継続なるものの二つの態様を予定してこのように規定しているわけでありませう。具体的に申し上げますと、

定期に開場するとは、たとえば毎月四日、これは四日、十四日、二十四日をさすのでありますが、毎月四日とかを定めて、毎月定期的に開場する場合と、毎年春秋二回あるいは毎年春一回というように、季節的かつ定期的に開場する場合とがあります。集散地家畜市場及び産地家畜市場がこれに該当いたします。継続して開場するとは、家畜市場の開場日が継続している場合を言ひまして、たとえば大都市の屠場に併設されている消費地家畜市場のようにならざるに開場されているものがこれに該当いたします。したがって藤野委員の言われた旧家畜市場法にいう常設家畜市場は、現行法の家畜取引法における継続して開場される家畜市場に当たります。

○北村暢君 そこで継続してのところが問題については、これは清澤先生が屠場との関係、枝肉市場との関係ですね、この問題で相当疑問を持っておられるようでありませうから、その質問は私はきょうは清澤先生に譲ります。それでそのむづかしい問題は別にしまして、それでなくても今度の法改正によりまして、市場の周辺地域の取引制限についての改正が行なわれておるわけでございますが、これは一体この改正案では、知事が許可した場合はその限りでないといふふうになつておると思ひますが、知事が許可する場合といふのはどういふ場合なんですか。○説明員(保坂信男君) ただいまのお尋ねは、場外で取引される場合、知事がいかなる場合に許可をするかといふようなお尋ねであると思ひますが、通常家畜を市場に搬入すると申しますか、出場するような場合に、貨車で輸

送したり、あるいはトラックで輸送したり、近くの人は農家の人が引っぱって出場するような、いろいろな形態があるわけですが、不可抗力な交通事故とか、天災とか、あるいは病気、たとえば輸送自体の媒体の交通事故でございませう、そういうふうな故障があつて搬入ができない、その場で処分しなければならぬというふうなことで、即刻処分することについてやむを得ない事情であるというふうな場合であると思ひます。

○北村暢君　そうすると、周辺の区域内で、千メートル以内で、そういうことが交通の事故等で起こつた場合、都道府県知事の指定する場所、許可を得た場合以外というのですから、これは非常に厳密に規定しているようです。千メートル以内のところに、大体交通事故とか、そういうことが簡単に起こるのかどうか。私はこれはどういうふうなつもりでこれを入れられたのかと思ひますが、おそらくこんなものは千メートル以内で認めないというなら認めない方がいいのじゃないですか。わざわざ認めないといつておきながら、また知事が指定して許可した場合はいないというところを入れなくても、千メートル以内の中に入らないことをわざわざ書かなければならぬ、これは法律用語なんですか、どうなんですか。

○説明員(保坂信男君)　御趣旨のございましたように、家畜の取引が市場内で公正に行なわれることが農家の利益にもなり、取引の公正を確保するゆゑんでありますので、場外取引を禁止するということが望ましいわけでありまして、お話しのごさいますように、そ

ういうようなケースは少ないかもしれませんが、その場外の近傍で、まあ家畜を入れましてから、その場内では価格が不成立になりまして、内々いろいろな話をつけまして、場外に出たところに、袖の下取引をいたしますとか、相対売買が行なわれまして、かいうこと

で、市場の開設置直後におきましては、近傍でそういうような事例が相当あり得ることが心配される。また過去の経験からもいわれておるわけでありまして、そういうような意味で、市場の近傍千メートルというふうなことで、その趣旨から地域を限っているわけでありまして、そういう中におきまして、まあケースは少ないかもしれませんが、事故がありまして、かいうような場合は、その場の道路において、あるいは駅の積みおろし場等におきまして処分ができるというところを規定したものでございませう。

○北村暢君　二十七条の臨時市場との関係についてお尋ねしますが、この臨時市場というのは、開場の三週間前までに届け出をすればこれはできるわけですね。そうしますと、この臨時市場というものは届け出制ですから届け出さえすればいいわけですから、許可制ではございませうから、臨時がひんぱんにあるというところの解釈はあり得ると思ひます。そうしますと、この公正取引をする、今の千メートル以内の取引はいかぬと、かいてみたところで、臨時に千メートル以内のところでもあらかじめ届け出さえておけば、市場行為と同じような取引ができる。こいうことになるとなるのじゃないかと思ひますが、それと千メートル以内の取引の禁止規定、こいうこと

をきめても臨時の市場の届け出さえておけば二十七条で合法的にできることにならないでしょうか。

○説明員(保坂信男君)　お尋ねにございました臨時市場の趣旨は、お尋ねの本旨の前提になることとございませうが、通常共進会に続いて、その場所におきまして、定期、あるいは継続のものではありませうけれども、臨時にそこで開催するといふようなケースが多いわけでありまして、その場合に相当数が集まって、出場者も相当数になりまして行なうわけでありまして、事前に行なうことについて知事に届け出をしまして、その開催の場所なり、名称なり、位置なり、家畜の種類なり、取引の方法なりを明示して届け出をするものになつておるわけでありませう。実際問題といたしまして市場が所在します場合に、市場の近傍千メートル以内といふような場合に、臨時市場をその範囲内におきましてやりまして、いふような届け出は実際問題としてあり得ないことだと思ひますが、御指摘のように、こいういう趣旨を持った人がおられて、こいういうことをやるというやうなことに、こいういう届け出だけあればそれをチェックする方法がないといふやうなことは法的にはあるかと思ひますが、こいういう場合におきましては指導上、こいういふことのないやうにいたす以外に方法はないと思ひますが、それにもかかわらずこいうことは別に、こいういふ近傍で取引を一般的に禁止するといふことを規定しておきま

すことは、やはり全体の取引業者その他の他に対する建前として意味があることを考へておるわけとございませう。

○北村暢君　この問題は相対の個人取引といふやうなものを考へておるのじゃないかと思ひますが、私はこ

ういふ点からいへば、この政令で定める一定の規模ですね、年に三日以内で、しかも二十五坪以上の広さがあるとき、十四条の農林省の政令で規定して

いるのですが、二十五坪以内だといふのと、これは監督を受けないのじゃないかと思ひます。そうすると、これはこいうことをきめてみたところ、実際にはその規模以下の取引であればこれはやつて差しつかえないといふことにならないかと思ひますが、この点との関係はどうなりますか。

それから根本的に家畜商人といふものが個人の取引をするといふことはこれは認めておるわけではございませう。だから、市場でない限りは持つてきたものを、自分のものを賣つていふものがあるわけであつて、これは差しつかえないわけであつて、家畜商法との関連、個人取引といふやうなものの関連で一体こいうことを規定することが意味あるのかないのか、どうなんですか。

○説明員(保坂信男君)　施設が程度によつて、その出場の規模等によつて簡単になつておりますことは、地方々々の畜産の発展の段階に應じて流通する数量の多寡がございませうので、一律に一定の設備をするといふことは必ずしも適当でない場合もございませう、特に産地市場等につきましては簡単な施設でございませうと認めておるわけとございませうが、いづれにしても市場として届け出をいたしますことにつきましては、ある不特定多数のものに、やはり出場をいたしまして、相当の広さなり、地域なりを持つていたすわ

けでございませうから、そうでない、開場日前後等で、その近くで類似市場的なことを臨時市場としてするやうなことは実際問題としてそう多くはないと思ひます。またこいうことを千メートル以内といふことで禁止することに

きましては、あくまでその市場の開場日におきましてその市場内で公正な取引が行なわれるといふことを建前として確保したいといふことから出ておるわけとございませう。先ほども申しましたように、その市場の期日が終わりました後に場外で相対取引を済ましてしまふといふやうなことをできるだけ極力避けたいといふ趣旨から出ておるわけとございませう。したがつてその千メートル以内といふもの、その当日持つて出るといふ場合の特に出場者、家畜商が農家等と取引をするといふことでありまして、その場を離れていけば、こいういふ可能性も比較的少ないであらうといふことで考へられておるわけとございませう。もちろん御指摘もござい

ましたように、取引につきましては市場外、閉場の場合相対で取引されることとの自由がございませうことは御指摘のとおりでございませう。

○北村暢君　ただ私のお伺ひしたいのは、家畜商法によつて個人が売買することを認めておるわけですね、ですから資料にもありますやうに、あるいはせり、入札で売買契約の成立しないもの、その市場で出てくるわけとございませう、定価売りで表示しても売買契約できなかつたといふやうなものがこの統計資料から見つたつて約二割ぐらいのものは成立しないんですよ。ですから、百頭おれば二十頭ぐらいは売買契約といふものが成立しないといふものが出

てくる。そうすると、そういうものを持って帰るわけにもいかないというので、その近くのところで、相対はいけなとか何とかいって家畜の商人がおって、私買という場合に、持って帰らないで売るといふことが起こるんじゃないですか。そういうことが不可能ではないと私は思うんです。そうすれば、千メートル以内で、それは何十頭というものをせりをやって、市場行為と同じようにせりをやったり何たりすれば——せりはやらないかもしれないけれども、何十頭というものが集まってやれば、これは市場のような格好に見えますし、これはどういふことをやっているかということがわかりますが、五頭や十頭ぐらいつ分かれて、こうやって持ってきたものを——落ちなかつたものを個人的に取引するということは、これは起こり得るんじゃないかと思うんです。すると、千メートル以内ではそういうものまでだめだ、こういうことなんですか、どうなんでしょう。

○説明員(保坂信男君) ここで禁止しております趣旨は、最後に御指摘になりましたようなこともできないことを趣旨としておるわけでありまして、大抵いろいろな事情で売買が成立しない場合があると思いますが、これは開設者の保護ということの見地からだけ申し上げるわけではないわけでありまして、市場で取引いたしますと、所定の開設者の売買手数料なり歩合等とられることが多いわけですが、そういうようなことをのがれるために市場外に出たものを近傍で追いかけていって適当な値段で買入というようにあるかと思ひます。またいろいろな事情で産地におきましては農家が自分の持っている相当優秀な牛馬等を自己が評価をするような意味におきまして、持って出ましてそれを自分で落として持って帰るようないろいろな事例もあるわけでございます。そういうようなことで、できれば——できるだけというよりは、市場内で取引が公正に行なわれて、そこで決済が済まされるということの目的のために市場が開設されるわけでありまして、その当日の前後今申しましたようなもので外で相対で適宜取引されるというようなことは、いわばその入場者、特に生産地市場におきまして合、出場者である農家の保護のためにもそういうことが必要であるというところの見地から千メートルでは十分でないというような、いろいろ御批判なり意見もあると思いますが、一応従来やって参りました慣習なりそうした制度も前に条例で規定をいたしましておりました場合も、歴史的にそういうような考え方があるわけでございます。そういうような趣旨で規定をいたしておるわけでございます。

○北村暢君 この問題は、中央卸売市場の場合、類似市場というものは指定区域内において届出さなければこれはできないんです。自由にできるのです。それは禁止できない、法制局では禁止できないと、こう言うのですよ。市場の秩序を保つ上において類似市場というものを認めるべきものじゃないか、これを許可制にすべきじゃないかというふうな、混乱をするんだからと言つて私はすいぶん意見やりとりしているのですがね。その場合は禁止できないというのです。憲法に保障する營業の自由の点からいってできないと、こう言っています。ところが、畜産の場合は千メートル以内でこれは実質的に禁止ですよ。禁止できることになるわけですね。というのは考え方としてその市場が信用が高くなり、そして利用者に、その人に利益があるということになれば市場外で取引するということがひとりではなくなってくるんだと、したがって、これは類似市場というものは自然淘汰の形でだんだんなくなってくる。今度の中央卸売市場の改正では、類似市場というものを届出で自由にしておきながら、これを吸収合併するということが公取法の関係からいってそれも吸収合併できる、類似市場も吸収合併できるということとで例外規定を設けたわけなんです。そのくらいです。届出で自由にできるんです。中央卸売市場と同じようなあれです。規模はもう少し小さいわけですが、一定の面積以下でなければならぬわけですが、そういう類似市場というものはできるわけなんですよ。ところが、畜産の場合これはできないというところになると、何か法制的に非常に矛盾があるんじゃないかと、私は思うのです。この点はまあどうも畜産局長にそれ聞いても工合悪いんですが、政務次官に聞けばいいんです。政務次官おわかりになるかどうか、ちょっとあれですから、どうなんでしょうね。そこらへんの營業の自由というものを、憲法で保障する營業の自由というものを、これを禁止する結果にならないでしょうか。

○説明員(保坂信男君) 今いろいろお尋ねのありました点のこの規定を置きます根拠と申しますが、目的につきましては、先ほど来申し上げたとおりでございます。營業の自由との関連の問題につきましては、そういう目的と、千メートルというごく限られた範囲、近傍ですぐやれば、出たところで引いて出る人と家畜商とは会いやすいというところの可能性と、千メートルを過ぎても先まですべての区域において營業禁止するというようなことであります。御指摘のとおり、まさに適当でないと思ひます。この限界を置いていふことによってその調和の上でそれは認められていふものというふうには考えております。

○北村暢君 それは中央卸売市場の場合千メートルどころの騒ぎではない。中央卸売市場のすぐそばにできて、それを禁止できないのです。隣にあって交通や何かで繁雑でもって、類似市場があるために中央卸売市場の非常に妨害になっている。トラックから何か雑踏してしまつて、抜け出るのに出られないくらいな状態になっているところ、妨害になるところに類似市場ができて、それを禁止する方法がないというのです。言われていふのです。千メートルなんてそんな遠くのところの話じゃないのだ、二十メートルも三十メートルも離れていないところにそういうものを作つて、類似の市場というものが現実に置いてあるし、新しくできる中央卸売市場のすぐそばにも土地を買つて類似市場を作ろうという人がある。それが禁止できない、そういう状態にある。それが禁止できないで畜産の場合なぜ千メートル範囲内で禁止できるのか、これがちょっと法律的に私は非常に納得のいかないところなんです。

○政府委員(森雄雄君) 御指摘の意味はわかりますが、やはり家畜市場が登録制になりまして、一定の規定によって監督していく場合に、その趣旨がやはり公正な取引をやるためにやるのでありますから、市場内で行なわれるのが順当であります。そのそばで同じような行為が行なわれまして、せっかく登録をさして、そうして合理的な取引方法でやらせるといふ趣旨がぐつれという意味から、むしろ登録市場の実質的といひますか、実効をねらいまして、周囲を押えていって、むしろやみの市場といひますか、それを制度的に認める認めないというところの問題ではなく、その家畜市場を認めた趣旨から、こういう程度ならば全然意味なくなるからというところで補完しておる趣旨でありまして、それでは千メートル以内で隣に堂々と届出して、予告をしてやればどうかというところになります。と、法律論としてはできないということはお話のとおりでできるということになるのじゃないかと思ひますが、認めた家畜市場の可及的な実効を上げるためのほうをねらつての許容程度だ、こういうことでその程度で、それ以上はもっと千メートル内ではいろいろなことを制限するということではないのでございまして、そういうことで考えていきたいと思ひます。

○北村暢君 それは行政指導で、そういうようなつもりでやるのはいいのです。私も実は中央卸売市場との関係で、あなたのおっしゃるようなことを実現したいと思つて、この類似市場を禁止することを盛んにやっているのだけれども、できない、これは。それで何ば法制局に聞いても、それは營業の自由の点からいってできないと、

業の自由で禁止するわけにいかぬ、許可制にすることもできない、こういうことなんです。この意見と完全に食い違っているのですよ。だから私は、今畜産局長の言ったような主張でもって、公正な取引をさせるために、この届出をした市場の公正取引を確保するために、そういうやみ的なものを防ぐ意味からいっても、一定の地域内にそういうものを認めるということは、公正取引を実施する上において、公共の立場からいってもこれは許さるべきじゃないのじゃないか、公共性優先ということからいえば、そういうものは禁止した方がいいじゃないか、こういう主張を盛んにやっているのですよ。あなたのおっしゃるとおりの主張をやっているのです。それが認められないのですよ。だから、これはやはり法制局を呼んで、同じ法律関係で違う意見が出てきているのですからね。ひとつ法制局を呼んでその点を明らかにしておく必要があるのじゃないか。もしかりに届出をした市場の公正な取引を確保するために、そういう禁止規定が設けられるとするならば、それが営業の自由に関する憲法違反でないということになれば、私は中央卸売市場の類似市場を認めるということも、これは禁止しても許可制にしてもこれは違憲じゃない、こういうふうな結論になると思うのです。これは同じ問題のように私は感じているのですがね。そうすればやはり法律的に法制度の意見なり何なり、これはたまたまする必要があるのでないか、このように思うのですがね。

○清澤俊英君 今の問題、幾ら森さんと議論してみたって始まらないと思

う。したがって、この次に経済局長と法制局を呼んで、これは重大問題ですから、ちょっと意見を聞いてみたい。○委員長(仲原善一君) ちょっと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(仲原善一君) 速記をつけ

○政府委員(森茂雄君) 間違いのない答弁をいたしたいと思しますので、この点は保留します。

○委員長(仲原善一君) この問題は、それでは理事会に諮って善処したいと思しますので、次回にまた持ち越したいと思ひます。

○清澤俊英君 簡単に。中央市場との関連についてはこの次にひとつやうしていただいて、条文的なところをちょっとお伺いしておきますが、取引の近代化合理化と、こう言われているのですが、これは大体具体的に家畜市場を中心にして、取引の近代化、合理化というものは、どういうことをさしておられるのか、具体的にひとつ教えていただきたい、こういうことなんです。

それと第二番目は、今問題になっておりますが、これは農協の一部などから出ているのですが、この家畜取引法の改正はどうも業者擁護になっておるのじゃないか、こういうあれがあるのです。私は少なくとも生産農民が昔のようになふところ取引ですか、たもと取引ですか、ああいったような形でやみの中であられることは、これは非常に不合理でありますから、したがって、そういうものを是正して、公明正大な取引を行なうて、生産農民の取引上の不利を擁護する、こういう目的が

中心である、こう考えておるのであります。私はそう考えているのだが、この取引法の改正は重点がどこにあるのか、さっぱりわからないのです。何かここに生産農民の云々というようにないことがありませんね。損失をなくするということのようなこともちよつとありますから、そうではないかと思ひますが、全体の上においてそうでもないようなところもある。そこでその二点をお伺ひして、その次にもう一ぺん……

○政府委員(森茂雄君) 取引の合理化、近代化とは、たとえた例で申し上げますと、近代化とは、別に近代的な言葉ではないのでけれども、取引業者の間ではいろいろ手を振ったり、ある慣習による値段を手の格好で意思表示する方法等が行なわれておるわけでありまして。私も近代化と申しますのは、手で取引される場合に、たとえば声で言いますと何百円という、その普通何と言いますか、初めてこれから買う人、買ひに来た人、それからそういう取引になれていない、売りに来た人が、わからない符牒とかいうことじゃない、一般的な人が、特に生産者、あるいはその専門でない人が来ててもわかるような方法、二百円、二百十円というふうなことでわかるような方法をとる。もつと進みますれば、それはボタンを押してパツとやるとかいうようなことになりまますけれども、そういうことであります。

それから合理化とは、たとえば相対売買でいきますと、買うほうだけがいくら一部の人が通報して正当な値段が出ないようになってしまふ。そこで公開をしまして、皆がわかつて、あの牛なら牛が幾らで売られた、均等な機

会が与えられて公開性を持つていく、こういうことが一例であります。本法でねらっておりますのも、近代化をいかに公開性をもって取引が、そういう意味で取引が合理化される、そうして何といふますかある一部の専門家の圧力だとか、そういうことでなしに、オープンにみなが公正な競争で値段がきまるといふことをこの取引法によって遂行させまして、生産者も取引業者もそれによって公正な取引ができるということにいたしたいと考えております。

○清澤俊英君 その次の目的の中心点ですが、この法律を改正する目的の中心点というものは、さっきも言いましたように、農協の一部では、これは業者を擁護する法律じゃないという声さがあるが、私はそうでなく、生産農民が、そういうあなたの言う合理化された、近代化された取引によって、そうして合理化されて公正な立場において農民を擁護する、農民という言葉はいけないかしらぬけれども、生産者を擁護する、これは主の目的じゃないか、こういつて伺っている。

○政府委員(森茂雄君) 産地市場の実態を統計資料で示しておりますとおり、農業協同組合または連合会がほとんど大部分でございます。農業者が自分の育てた牛を売るとき、これから子牛を買ふとかいう場合に、農業者が自分育てた牛を売るとき、それからこれから子牛を買ふとて育てるという場合に、何といひますか、そういう事情で、変な取引で手取りが少なくなつたり、あるいは逆に高く買わされたりということがあるようにということが中心となるわけであります。

○清澤俊英君 生産農民という言葉は使わないが、生産者を擁護することが中心かどうかということを知りたい。そのじゃないならそうじゃない、そうならそうだと簡単に言つてもらえば話はわかるのですよ。

○説明員(保坂信男君) 御指摘のとおりであると思ひます。その趣旨は……

○清澤俊英君 趣旨はわかつておる。そうしますと、二条の改正ということがおかしくなるのだが、私はそうじゃないかと思ひ、旧法のほうがいいのじゃないかと思ひます。現行法はここにありますとおり、家畜市場の経営はですね、現行法第二四項の規定により、産地市場は当該地域内において家畜を生産する農業者が、その生産した家畜取引のために開設された市場だと、こうなつておるが、これはここに存在しておる。今度は家畜生産者だけでなく、家畜商でも公共団体でもその他だでも市場開設をみんな合同でも単独でもやれるということになり、わざわざ農協がやれることになって、これは農業生産者が行なう家畜市場をこういうものに變更してしまふことになります。こういうことになる。そうして、今までやっておるところに入ってくる、そこまで拡大されることになる。そうすると、何かこれが開設組織になる。今まで、農業というものの生産者がひどい不利益をこうむつちやいないので、生産者もその生産地域内に作る市場として育成してきたわけなんです。実際はあなたがたの千二百四十七ですか、このうち大体どれくらいが、実際農協が開設者としての機能をやっておるのか、これをお調べに

なつたんですか。私は大部分はおそ

く名前だけは貸しておるけれども、やっておるのは畜産業者が来てやっておるのであって、そこに立ち会ひもないと思ふのだ。この千何百のうち、名前は農協の名前を貸して家畜市場を作っておりすが、実際の運用はどうかというたら、商売人が来てお互いによつておる、これが実態じゃないかと思ふのです。ということは、そういうものが現実においていろいろな障害をなすならば、私はこんなめんどろな規定は要らないと思ふのです。商売人には勝手に商売させればよい、相対取引であらうと、やみ取引であらうと、たもと取引であらうと、それは好きなようにやつたらいいのです。それをちゃんとしっかりと区別して、そうして農協のある場合、農協もしくは生産団体が作る市場には、整備は、これはどういふ形の整備のための予算を組んでおるか知りませんが、私は少なくともそうして準備をしてあらかじめ肉の等級くらいはきめて、そうして商売人にせり売りさせる。あなたがこの間言つたような成果が、ある程度まではきまるくらいのことをして、それらの施設をして、それらのことを整備して農協に責任を負わせる。そうなれば、ひとりでそこに家畜は集まってくると思ふのです。今のままなら、それはなかなか集まるものじゃないと思ふのです。何もこれをたごたごたにしてしまつて、商売人の取引と農協の取引といふものをごちゃごちゃにしちゃうから、なかなかめんどろができて、何が何だかわけがわからなくなっちゃう。結果的に言へば、商売人のほうが販売能力もあり、購買能力もあり、すし、肉に対する鑑識もあり、すし、

それはあなた方がいくらやつても、商人には問題にならない。首たまをばんとはいいて、ここの肉をつまんで、すつとなぜてきてしりを一つばんとあてたら、何買ひあつて何等肉かまでわかるというのでしょ、長い経験で。これにあんなは太刀打ちできるはずがない。農協なんかうろろろしている。かりにつぶしてみたところが、どこに売るか、一々の売場なんかわかるものじゃないし、そういう実態を本気に考えますならば、私は商人が農民の庭先に行つて買つてきて、集めて、それを商人間で取引するの、それは何をやつたつてこつちば知つたことじゃない。それまでは取り締まれるものじゃないと思ふ。だから、もっと実質的なものを、私は農民を保護するものであつたら出したいだくことが考えられるのじゃないか。ところが、この第二条の四号ですか。において、今まで農業生産者が開設したものを、今度はだれでもできると、こうなつていふでしよう。だれでもできるとは露骨に書いてありませんけれども、それをとつて、別な文句でそういうふうにとられるように書きかえてある。これが第二条の四号を見ますと、「生産される家畜についての家畜取引のために開設されるものをいう」といふやつを「生産した家畜について行う家畜取引のために開設されるものをいう」と、こうなる、だから開設者といふのはここでは言わないので、どういふ形式で作らうと、それが家畜取引のために開設されるものだ。今まではちゃんと規定をして、生産者自身の家畜取引場として存在した。これは非常に力強いものだ。その運用の妙を得なかつたから、私は現実においていろいろな

問題が出ていふと思ふ。ほんとうに市場整備をするとするならば、生体質をちゃんとつけて、お前の牛は何十番目だ、獣医がついてきて、これは何等肉なんだと、こういうことがわかりますれば、これは公正なものではないので、そういうものをやらないで、今のまゝいふたら、どこまで行つてもその業態になつた、一見もうどういふ肉であつて、これは、この牛はどれだけの値打があるといふことは一目見ただけで知つていふのですから、あれはほんの首筋をひいてたいて、ここの肉を、手のあたりの肉をちよこちよこつとまん、しりべたをばんと一つたつたれば、それは私は一つのセスチニアだと思ふんです、それとちよこちよこつといるのだから、ものの二貫目と違わないといふのですから、偉大なものなんです。それで、それに対抗するだけのものをやらして、私は前の条項を、二条を生かしただけがほんとうの私はやり方ではないかと思ふ。その点どうなんですか。私は、これであとはこの次にします。

○説明員(保坂信男君) お尋ねの点にお答えいたしますが、集散地市場、産地市場を通じて、市場を整備いたしますことは、特に集散地市場の近くで、産地市場におきましても、集散地市場に近い形態のものもございまして、そういうものを含めて整備をいたしますことが適當である場合があると考へられるからであります。大体全部の市場を通じて、農協が開設者になつておりますのは大体九二%くらい、大部分でございまして、したがいますが、産地市場はもちろんでございしますが、集散地市場におきましても農協のものが多いわけでございます。そう

いうことと、また、おのずから産地市場と集散地市場につきましては、地理的な関係もございまして、産地市場は産地市場として、整備をされるものが多いいと思ひます。集散地市場と近傍のものについては、そういう可能性を与えることは、今回の改正によつてなお整備をされることについて、いい点があるといふふうにお考へしておるわけでありま。産地市場におきましても、出場頭数が非常に少ないために、家畜商との競争その他の場合に、農家の保護の点について十分でない、一定規模の頭数になることの方が家畜商も多数吸引できまして、競争が的確に行なわれるといふふうにお考へられるわけでありま。なお、もう一点は、従来の省令によつて定める手続によりということでは、知事が許可いたします場合に、どんな方法でも許可することにいつて縛ることができないと思ひます。今回改正するところによつて、たとえ、せり、入札の方法以外の方法におきましても、より公正な方法に近い正札の売買なり、揭示売買なりということに限定をいたしまして、それ以外の方法は認めないといふことは、従来の法制では十分であると思ひます。そのことによつて、御指摘のように、「一歩後退のような感じはございまして、けれども、農民の生産の立場を保護することとが、現状よりは前進してできるといふふうにお考へておられます。御指摘のよう、家畜商のいろいろ熟練された立場、いろいろな問題があると思ひますが、あくまで趣旨をいたしましては生産者のほう、取引の公正ということ

できません。できないのだから、必ず
そういうものはそこへ併用されるに違
いないと思うのです。そういう形の出
たとき、これがみな資本の關係上、畜
肉商が大部分を出して、商売にならな
いから、しまいはそれに何もかにも
みな牛耳られてしまうということにな
りましたら、これはたいへんな話だと
思うのです。ようやく意欲に燃えて肥
育牛にかえようとしている農民をし
て、私はまたつらくさせるのじやない
かと思うのです。もっと根本的な現実
を早く知ってやってもいいと思う
のですね。私はあなた方が考えている
ことに、農協がやっているからとい
って、全部農協が開設者としての責任を

午後四時十九分散会

十月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、農産物価格安定法の一部を改正する法律案（衆）

農産物価格安定法の一部を改正する法律案

農産物価格安定法の一部を改正する法律

農産物価格安定法（昭和二十八年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「大豆」の下に「、

第七條第二項中「買入基準価格及び」を削る。

第九條第一項中「以下本項において同じ」を「以下同じ」に改め、同条の次に次の一條を加える。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 農林省設置法（昭和二十四年法

く果樹植栽資金貸付利率引下げ等
に関する請願(第二八一号)(第三
二二号)

一、地方青果物卸売市場法制定に関する請願(第二九一号)

二、農業基本法施行に伴う関係法制定等に関する請願(第三〇二号)

一、中央卸売市場法の一部を改正する法律案一部修正に関する請願(第三〇三号)(第三〇四号)(第三〇五号)

一、大麦及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案反対等に関する請願(第三二二号)

第二〇〇号 昭和三十六年九月二十

九日受理

農業共済掛金及び事務費の国庫負担増額に関する請願(五通)

請願者 山形県西村山郡河北町

農業共済組合長 細矢

旗一外七千百十三名

紹介議員 村山 道雄君

農業共済制度の拡充強化と適正なる運営を図るため、農家経済の実態に即応して農業共済掛金並びに農業共済組合事務費の国庫負担を大幅に増額し、農家負担の軽減を図るよう、(一)農作物、畜産共済掛金の国庫負担割合を大幅に引き上げること、(二)家畜共済掛金病傷部分の、二分の一の国庫負担を実現すること、(三)農業共済組合の運営に必要な基幹事務費は、実質全額国庫負担とするとともに、その他の事務費についても国庫負担とすること、等の実現を期せられたいとの請願。

第二二四号 昭和三十六年九月三十

日受理

農業共済掛金及び事務費の国庫負担増額に関する請願(二通)

請願者 山形県上山市元城内市

役所分室上山市農業共

済組合長 山口右伸外

一万一千百九名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第二〇〇号と同じである。

第二〇一号 昭和三十六年九月二十

九日受理

農業共済制度改正促進に関する請願(五通)

請願者 山形県西置賜郡飯豊町

中津川農業共済組合

長 山口正雄外七千三

名

紹介議員 村山 道雄君

現行農業共済制度の不備、欠陥を大幅に改正し、補償内容の充実、農家負担の軽減、農業共済組合の自主性確立等を骨子とする農業災害補償法の改正法案が、第三十八回国会に上程され審議未了となつたことは、農家の大きな期待があつただけに誠に遺憾である。もし本臨時国会において、この法律案が成立しないときは、農家の期待を裏切ることになり、本制度の運営及び地域の農政上にきわめて重大な事態が起ころう、すみやかなる審議成立を期せられたいとの請願。

第二二五号 昭和三十六年九月三十

日受理

農業共済制度改正促進に関する請願(二通)

請願者 山形市旅籠町山形市役

所内山形市農業共済組

合長 金沢忠雄外一万

一千二百二名

紹介議員 村山 道雄君

この請願の趣旨は、第二〇一号と同じである。

第二二二号 昭和三十六年九月二十

九日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 青森市大字奥内字宮田

四八三ノ一 前田良八

紹介議員 笹森 順造君

農業災害補償制度の改正は、制度協議会の答申どおり行なうこととし、建物等の任意共済は当然この制度改正と同時に農協に一元化せられたいとの請願。

第二三三号 昭和三十六年九月三十

日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 青森県西郡稲垣村大字

沼崎 秋元ちか江

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二三八号 昭和三十六年十月二日

受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 青森県弘前市大字中畑

字山腰二四 三上勉五

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二三九号 昭和三十六年十月二日

受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願(三通)

請願者 岡山県吉田郡加茂町大

字成安四九一 中塚智

雄外二名

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二四六号 昭和三十六年十月三日

受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願(二六通)

請願者 宮崎県西臼杵郡高千穂

町大字三田井四九五高

千穂農業協同組合長

田尻穂穂外二十五名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二六〇号 昭和三十六年十月三日

受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願(二五通)

請願者 山形県天童市大字天

童 工藤吉雄外二十四

名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二七一号 昭和三十六年十月三日

受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 青森県黒石市大字牡丹

平字出石田一二 渡辺

請願者 青森市大字大野字北片

岡一七二 蟹沢久

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二九〇号 昭和三十六年十月四日

受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 青森県黒石市大字牡丹

平字出石田一二 渡辺

喜作

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第二九六号 昭和三十六年十月五日

受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 青森県西津軽郡柏村

荒谷正一

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三〇五号 昭和三十六年十月五日

受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 岩手県西磐井郡花泉町

金沢卯南田一四金沢農

業協同組合長 菅原嘉

一

紹介議員 千田 正君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第三一六号 昭和三十六年十月五日
受理
分収造林の収益分収割合改定に関する
請願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名
この請願の趣旨は、第二七八号と同じ
である。

第二七九号 昭和三十六年十月四日
受理
青果物の選果荷造研究費増額に関する
請願者 長野県議会議長 中村
環
紹介議員 棚橋 小虎君
企業合理化促進法に基づき、農林水産
企業合理化試験研究費のうち、青果物
の選果荷造に対する研究費を、大幅に
拡大せられたことの請願。

第三二〇号 昭和三十六年十月五日
受理
青果物の選果荷造研究費増額に関する
請願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名
この請願の趣旨は、第二七八号と同じ
である。

第三二二号 昭和三十六年十月五日
受理
果樹農業振興特別措置法に基づく果樹
植栽資金貸付利率引下げ等に関する請
願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名
この請願の趣旨は、第二八二号と同じ
である。

第三二二号 昭和三十六年十月五日
受理
果樹農業振興特別措置法に基づく果樹
植栽資金貸付利率引下げ等に関する請
願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名
この請願の趣旨は、第二八二号と同じ
である。

第三二二号 昭和三十六年十月五日
受理
果樹農業振興特別措置法に基づく果樹
植栽資金貸付利率引下げ等に関する請
願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名
この請願の趣旨は、第二八二号と同じ
である。

第三二二号 昭和三十六年十月五日
受理
果樹農業振興特別措置法に基づく果樹
植栽資金貸付利率引下げ等に関する請
願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名
この請願の趣旨は、第二八二号と同じ
である。

第三二二号 昭和三十六年十月五日
受理
果樹農業振興特別措置法に基づく果樹
植栽資金貸付利率引下げ等に関する請
願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名
この請願の趣旨は、第二八二号と同じ
である。

第三二二号 昭和三十六年十月五日
受理
果樹農業振興特別措置法に基づく果樹
植栽資金貸付利率引下げ等に関する請
願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名
この請願の趣旨は、第二八二号と同じ
である。

第三二二号 昭和三十六年十月五日
受理
果樹農業振興特別措置法に基づく果樹
植栽資金貸付利率引下げ等に関する請
願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名
この請願の趣旨は、第二八二号と同じ
である。

第三二二号 昭和三十六年十月五日
受理
果樹農業振興特別措置法に基づく果樹
植栽資金貸付利率引下げ等に関する請
願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名
この請願の趣旨は、第二八二号と同じ
である。

第三二二号 昭和三十六年十月五日
受理
果樹農業振興特別措置法に基づく果樹
植栽資金貸付利率引下げ等に関する請
願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名
この請願の趣旨は、第二八二号と同じ
である。

第三二二号 昭和三十六年十月五日
受理
果樹農業振興特別措置法に基づく果樹
植栽資金貸付利率引下げ等に関する請
願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名
この請願の趣旨は、第二八二号と同じ
である。

第三二二号 昭和三十六年十月五日
受理
果樹農業振興特別措置法に基づく果樹
植栽資金貸付利率引下げ等に関する請
願者 長野市妻科町長野県議
会内 佐藤武久外一名
この請願の趣旨は、第二八二号と同じ
である。

は、まことに遺憾であるから、農業基

き検討せられたいとの請願。

第三〇四号 昭和三十六年十月五日
受理

中央卸売市場法の一部を改正する法律
案一部修正に関する請願

請願者 静岡市紺屋町七ノ一静
岡県青果市場連合会内

全国地方青果卸売市場
協議会内 宇佐美兼次
郎

紹介議員 青柳 秀夫君

この請願の趣旨は、第三〇三号と同じ
である。

第三一五号 昭和三十六年十月五日
受理

中央卸売市場法の一部を改正する法律
案一部修正に関する請願

請願者 埼玉県大宮市大成町四
ノ三〇三埼玉青果市
場連合会会長 永峰栄
一

紹介議員 小林 英三君 大泉
寛三君

この請願の趣旨は、第三〇三号と同じ
である。

第三一二号 昭和三十六年十月五日
受理

大麦及びはだか麦の生産及び政府買入
れに関する特別措置法案反対等に関する
請願

請願者 茨城県猿島郡三和村東
諸川一三七 赤岩清之
助

紹介議員 森 元治郎君 大森
創造君

大麦及びはだか麦の生産及び政府買入
れに関する特別措置法案には反対であ
るから、現行管理制度を堅持し、麦の
生産合理化並びに麦作転換の促進が図
られるよう総合施策を実施し、なお麦
価引下げを行なわないようにせられたいとの請願。

第三〇三号 昭和三十六年十月五日
受理

中央卸売市場法の一部を改正する法律
案一部修正に関する請願

請願者 静岡市紺屋町七ノ一社
団法人静岡県青果市場
連合会会長 真野為雄
外一名

紹介議員 小林 武治君

今回上程を予定されている中央卸売市
場法の一部を改正する法律案は、地方
市場に関してはなんらその実効を伴わ
ぬ周辺地市場に対する一勧告制度の差
し込みをもつて終わり、地方市場の存
在を全く無視しているばかりでなく、
今次法改正の趣旨にも反するものと思
われるから、同改正法案の審議に当つ
ては、今一度全国の流通実態をつぶさ
に調査の上、中央地方を通じ一貫した
市場の監督指導、行政施策の実施につ